

第 165 号 (2019 年 11 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 中国の国際収支表の誤差脱漏からみた資本流出
MUFG バンク（中国） リサーチ&アドバイザー一部 中国調査室…………… 1

■ 経 済

- ◆ 建国 70 周年：中国のリスクと可能性 ～ 長期楽観も短期は課題が山積
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部…………… 6

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国・粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策について
KPMG 中国…………… 11

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「中国の国際収支表の誤差脱漏からみた資本流出」

- ◇国際収支表は貸方と借方がバランスをとるように計上され、中国の国際収支は経常収支、資本・金融収支、準備資産とこれらの誤差を調整する誤差脱漏から構成される。IMF は誤差脱漏額が同年の輸出入総額の 5%を超える場合、クロスボーダー資金の異常な流動があると見ている。
- ◇中国の誤差脱漏は 1996 年の経常取引の自由化以降、基調としてマイナス（流出超）で、対輸出入額比率が 5%を超えた年も何度かあった。
- ◇誤差脱漏は、経済成長、人民元安に伴う資本流出、制度的要因（輸出入の過大過小申告、迂回対内投資）等に因るが、2012 年以降は主に経済減速と人民元安による資本流出を反映。近年は資本市場開放に伴う外国からの証券投資の増加に、リスクが高まった場合の資本流出の可能性が潜む。
- ◇今後、経済減速に歯止めがかからず、中米貿易摩擦が段階的な合意に至らなければ、短期資金のみならず長期資金の対外流出が増える可能性も大きい。そうなれば、政府は再び資本規制強化を取る可能性もあり得るし、資本取引の完全自由化のスケジュールも遠くなる。

経済 「建国 70 周年：中国のリスクと可能性 ～ 長期楽観も短期は課題が山積」

- ◇中国の一人当たり GDP は 10,000 ドルを超え、人口 14 億人近い大国が均整の取れた経済発展を遂げたことは中国建国 70 周年の脅威的な業績とあって良く、このことが対立する米国も含め、世界の企業にとり中国を魅力ある市場にしている。
- ◇IMF の分析によると、中国と米国の経済規模は 2029 年に逆転するとされ、長期的経済推移については楽観できる一方、短期的には成熟化に伴う成長率の低下トレンド入り、デレバレッジ政策による経済減速、米国の対中追加関税による輸出向け製造業の業績悪化等の課題が山積している。
- ◇今後、労働移動や対内直接投資による生産性の改善効果低下の公算が大きいなか、建国 80 周年に向けた持続的な成長のためには、企業のブランディングなどの無形資産や IT 投資の拡大による生産性向上と、短期的な課題への対処により経済運営に道筋をつけていくことが鍵となる。

税務会計 「中国・粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策について」

- ◇2019 年 2 月に中国中央政府が発表した、「粵港澳（香港・マカオ・広東省）大湾区発展計画概要」に合わせ、3 月 14 日、財政部と国家税務総局は、香港、マカオ、台湾及び外国籍のハイエンド人材や不足人材を誘致するための個人所得税優遇政策（「粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策に関する通知」（31 号文））を公布した。
- ◇31 号文に基づき、珠江デルタ 9 都市（広州、深圳、珠海、仏山、惠州、東莞、中山、江門、肇慶）は、大湾区に勤務する認定条件に合致した香港、マカオ、台湾と外国籍のハイエンド人材及び不足人材に、納付した個人所得税額の 15%を超過した部分に対し、財政補助金を支給する。
- ◇現段階では、外国人材向け補助金支給の個人所得税優遇政策は大湾区のみで実施されているもので、グループ企業全体のコストダウンを実現するために、人員配置の整理、グループ内の業務構成とビジネスモデルの再構築、サプライチェーンの最適化などのプランニングも考えられる。

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2019 年 11 月 25 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



中国の国際収支表の誤差脱漏からみた資本流出

MUFGバンク (中国)
 リサーチ&アドバイザリー部
 中国調査室 室長
 石 洪

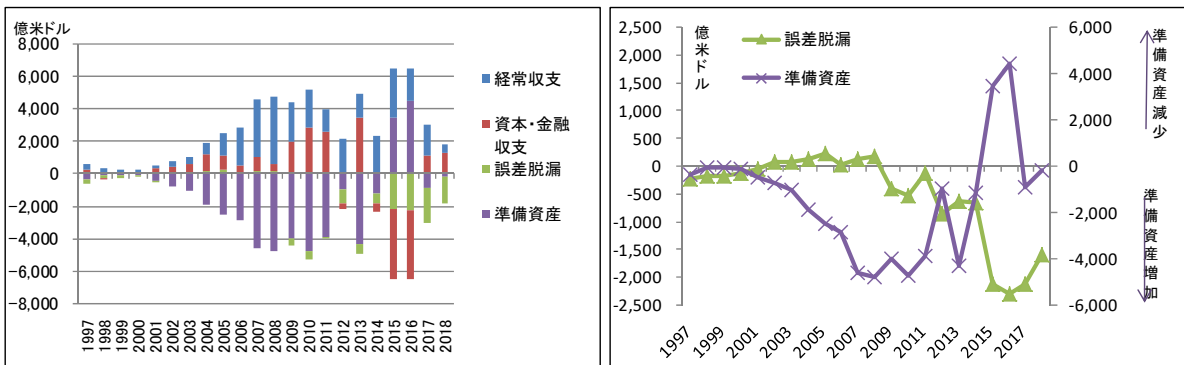
国際収支表は複式簿記原理により、貸方と借方はバランスをとり、ネットはゼロとなるはずである。しかし、資料の不備、統計時期のずれ、統計基準の違い、為替変動などの要因で、一定の誤差と脱漏が生じうる。言い換えれば、国際収支表をバランスさせるために、人為的に「誤差脱漏」という項目を設けているのである。こうした要因により生じた誤差脱漏には合理的水準がある。IMFは、誤差脱漏の絶対額が同年の輸出入総額の5%を超えると、同国の国際収支のデータの信憑性が問われ、マクロ経済の分析、経済情勢判断を誤らせかねないとしている。合理的水準を超えた誤差脱漏は、通常、クロスボーダー資金の異常な流動によるものとみられ、資金の流出入を判断する重要な目安になっている。本文では、人民元レートの動向や対外金融資産リスクの判断材料として、中国の国際収支表における「誤差脱漏」の変動要因を研究してみたい。

1. 中国の国際収支表における誤差脱漏の変動

経常収支	準備資産
財とサービス 一次所得 二次所得	
資本・金融収支	誤差脱漏
2.1 資本取引	
2.2 金融取引	
直接投資	
証券投資 金融デリバティブ その他の投資	

中国の国際収支は経常収支、資本・金融収支、準備資産、誤差脱漏から構成されている。経常収支は貿易収支（財・サービス）、所得収支に分けられ、過去40年は一貫して黒字が維持されてきた。資本・金融収支は、資本収支（株式投資など）と金融収支に分けられ、金融収支はさらに、直接投資、証券投資、金融デリバティブ、その他の投資（貿易金融、対外貸出、外貨預金など）からなる。資本・金融収支は2016年と2017年の大幅赤字以外、ほぼ黒字状態が続いた（図表①）。経常収支と金融収支の黒字により、中国の外貨準備資産は増加していたが、黒字の増加幅ほど準備資産は増えず、準備資産純減少の年（2016年と2017年）もあった。そのギャップは、国外に流出した資産が国内に還流されていなかったことが一因とされ、誤差脱漏で埋められている。

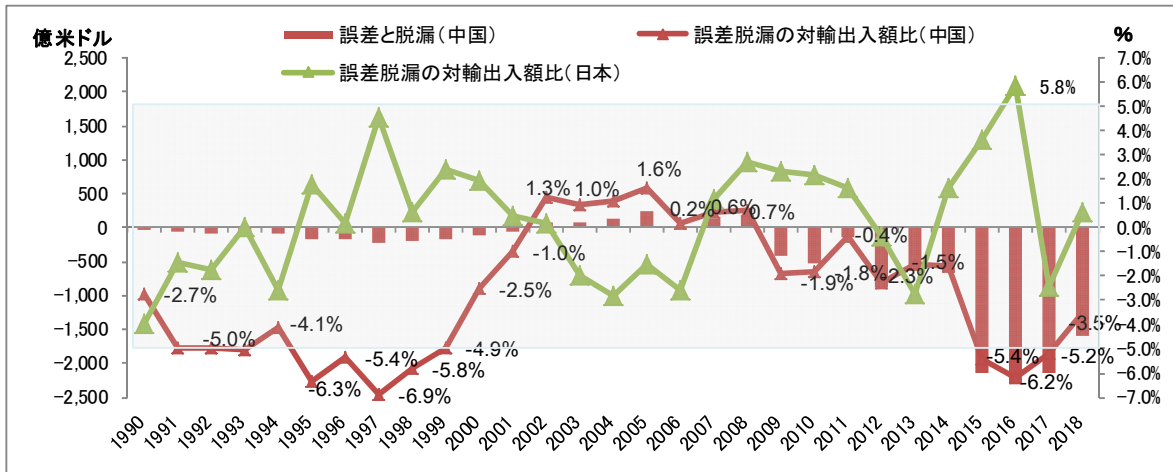
【図表①】 中国の国際収支の推移



(出所) 国家外貨管理局の暦年国際収支表データに基づきMUFG/バンク(中国)中国調査室作成

中国は1996年から經常取引が原則自由化され、クロスボーダーの資金決済が増加しており、誤差脱漏額も増えてきている。図表②をみると、誤差脱漏は2002-2008年の7年間はプラス（流入超）、それ以外の22年間はマイナス（流出超）であった。また、1995-1998年の4年間連続、そして2015-2017年の3年間連続で誤差脱漏の対輸出入額比は正常水準とされる5%を超えた。一方、日本の誤差脱漏の対輸出入額比をみると、2016年に5.8%とプラス方向で5%を超えた以外、総じて4%の範囲内で上下変動していた。時系列でも、横並びでも中国の誤差脱漏の数字は大きすぎるのがわかる。

【図表②】 誤差脱漏の対輸出入額比



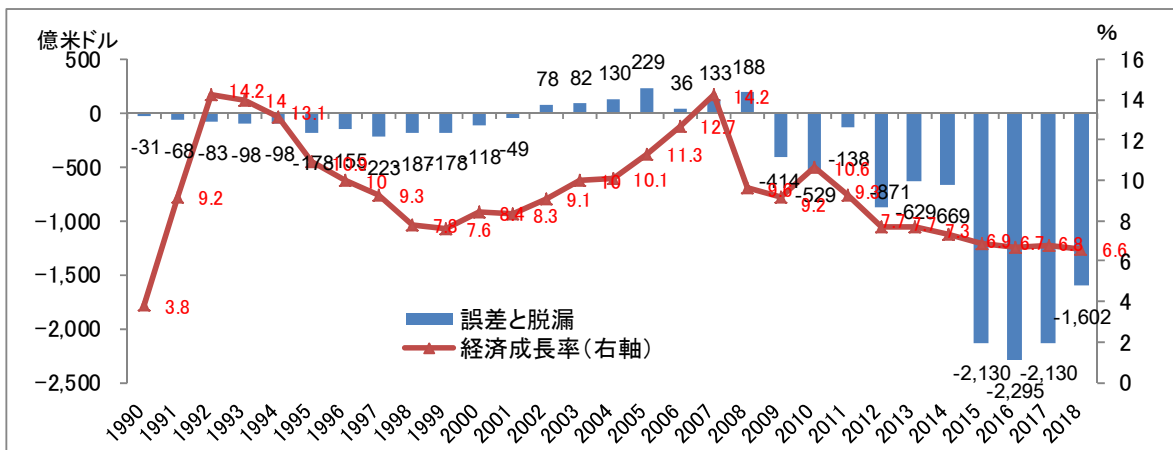
(出所) 国家外貨管理局の暦年国際収支表データに基づきMUFGバンク(中国)中国調査室作成

2. 誤差脱漏の変動要因

1) 経済成長との相関性が高い

1996年以降の誤差脱漏と経済成長の関係を見ると(図表③)、経済成長率の鈍化期間には誤差脱漏が拡大し、上昇期には誤差脱漏が縮小していた。経済減速期に資金は中国から流出し、好景気になると中国国内に還流していたことが読み取れる。また、1997-1998年のアジア金融危機、2008-2009年の世界金融危機の期間中、誤差脱漏はそれぞれ最高値を更新した。金融危機が深刻化すると、リスクオフが高まり、資金は中国から撤退し、安全な資産にシフトする傾向がある。

【図表③】 誤差脱漏と経済成長率

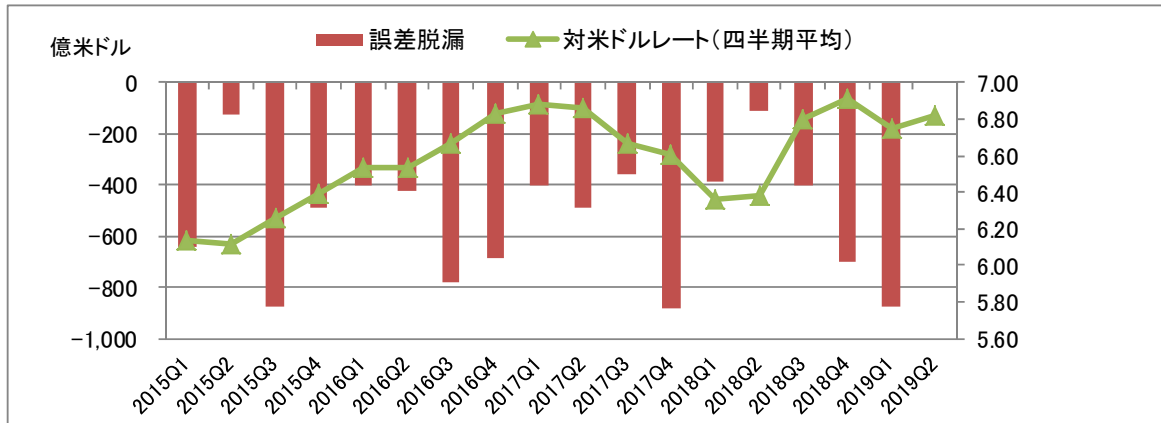


(出所) 国家外貨管理局の暦年国際収支表データに基づきMUFGバンク(中国)中国調査室作成

2) 人民元安が資本流出を加速

誤差脱漏は2015年から急速に拡大した。これは、単なる経済減速だけでは説明しきれない。図表④のように人民元レートと合わせて分析してみると、誤差脱漏の拡大時期は人民元安の進行期間とぴったり重なったことがわかる。2015年8月11日、中国人民銀行は人民元対米ドル中間値を6.1162から6.2298へと1.9%切り下げた。一方、誤差脱漏は2015年第2四半期の127億米ドルから第3四半期の874億米ドルに跳ね上がった。

【図表④】 誤差脱漏と人民元レート

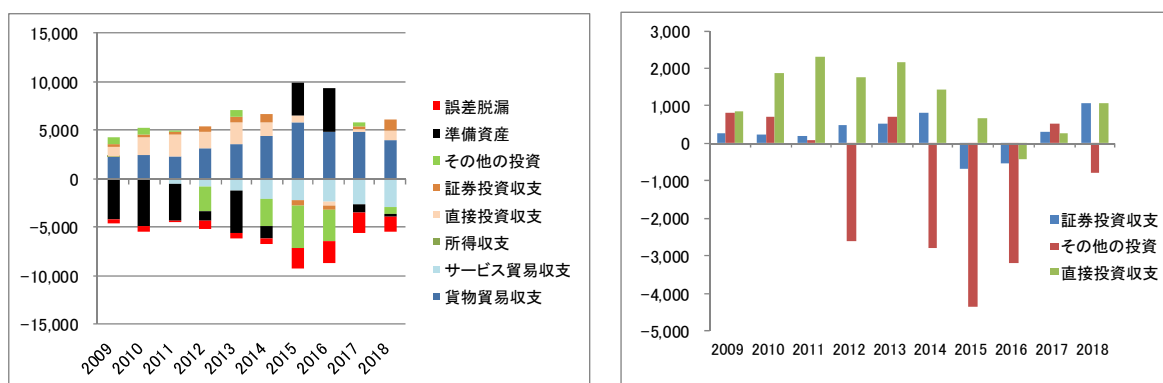


(出所) 国家外貨管理局の暦年国際収支表データに基づきMUFGバンク(中国)中国調査室作成

ドル高人民元安が進行すると、人民元を米ドルに交換して米ドル貸出を返済する行動(米ドル負債を減らす)が一斉に起こり、人民元売り材料となり、さらに人民元安を加速する循環になった。中国の国際投資ポジション統計によれば、外貨借りは2014年末の5,720億米ドルから2015年末の3,293億米ドルに急減した。また、貿易金融における輸出代金の回収遅延、輸入代金の前払いの増加が生じる。図表⑤をみると、こうした取引は国際収支表の「その他の投資」に反映され、2014-2016年の3年間、「その他の投資」はマイナス方向で大幅に拡大した。大量の輸出が税関申告されたにも関わらず、輸出代金を海外に留めた結果、誤差脱漏が拡大していた。更に、2016年には長期投資資金で簡単に海外へ持ち出せない直接投資までマイナスになった。これは、外国企業の対中投資の減少並びに中国企業の海外投資の増加によるものであり、特に、中国企業は中国政府が推し進めてきた資本取引の規制緩和を利用して、不動産投資やスポーツクラブ投資などを通して資金を大量に国外に持ち出した。

資本流出は2017年の人民元高を受けて歯止めがかかり、誤差脱漏も4年ぶりにプラスに回復し、資本の流入超を示した。しかし、2018年4月に中米貿易摩擦が発生し、貿易摩擦のエスカレートによる先行き不確実性から2018年第3四半期から再び人民元安が進行し、足元まで続いている。一方、誤差脱漏も2018年第2四半期から4四半期連続で拡大している。

【図表⑤】 項目別国際収支の変化



(出所) 国家外貨管理局の暦年国際収支表データに基づきMUFG/バンク(中国)中国調査室作成

3) 制度的要因

前述のように、中国の経常収支と金融収支の合計はほぼプラス、すなわち貸方は借方を大幅に上回った。会計上でみると、その原因は、貸方の過大記帳と借方の過少記帳にある。中国では、以下のようなケースがそれに該当し、制度的なもの、監督管理不足に起因するものが多かった。

(1) 輸出の過大申告

中国政府は輸出促進のため、輸出企業に対して輸出額に応じて税の還付を行っている。輸出企業は輸出税の還付を多めに受け取るため、税関に過大申告する。1995年の全国輸出税還付検査で、179億元(20億米ドル相当)の不正還付が発見された。

(2) 輸入の過少申告

輸入企業は輸入関税を少なく納めるため、税関に過少申告を行う(借方)が、一方で輸入代金は100%支払わなければならないので、銀行の対外支払い記録(貸方)は税関申告額より多くなる。たとえば、中国の対外経済貿易部のデータによると、1996年の香港からの輸入額は550億米ドルだったのに対し、香港の統計では、大陸向けの輸出は618億米ドル、両者の差は68億米ドルとなり、同年の誤差脱漏の4割程度を占めた。

(3) 密輸

密輸業者は税関申告書を偽造して、輸入代金決済の名目で外貨を獲得して密輸商品を買う。その結果、銀行の外貨支払い記録はあるものの、税関には貨物の輸入記録はない。1996年の税関統計によれば、同年の密輸額は10億8,000万ドルと誤差脱漏の7%を占めた。

(4) 迂回対内直接投資

外資企業に対する優遇政策を享受するため、国内企業は不法ルートを通じて資本を国外に移転させた後、香港や台湾、ケイマン諸島などを経由して中国国内に持ち込む。これは迂回投資と呼ばれている。迂回投資は、流出時に記録はなく、流入時に外資の直接投資として記帳されるため、外資の直接投資額を水増しし、脱漏が生じる。

3. 今後の見通し

制度的要因は、中国の国際収支申告制度の改善、国内消費財の供給過剰、外国投資の内国民待遇の実施により、徐々に解消してきている。2012 年以降の誤差脱漏は、どちらかと言えば経済減速と人民元安による資本流出を反映している。資本流出のルートは、貨物貿易（輸出代金の海外留保）、貿易金融、対外貸出、対外直接投資がメインだが、個人の海外留学や海外観光の外貨利用規制緩和、QDII（適格国内機関投資家）制度の実施により、新たな資本流出も発生している。

さらに、近年、規制緩和や資本市場開放の拡大に伴って外国機関による中国証券投資が顕著に増加し、証券投資（負債サイド）は 2012 年末の 5,276 億米ドルから 2018 年末の 1 兆 964 億米ドルに拡大した。このトレンドは今後も続くことが見込まれるが、証券投資は直接投資より流動しやすいことから、大量の流入はリスクが高まった時には大量に流出する可能性も潜む。これまでの資本流出は主として經常取引を経由したが、今後は資本取引の開放拡大に伴って資本取引経由の流出が増えていくであろう。

経済の減速に歯止めがかからず、中米貿易摩擦が段階的な合意を達成できなければ、短期資金の資金流出だけではなく、外資企業の工場移転など長期資金の流出も増える可能性が大きい。そうなれば、中国政府は金融の安全を保つため、再び資本規制強化を取る可能性もあり得るし、資本取引の完全自由化のスケジュールも見え難くなる。

(執筆者連絡先)

MUFG バンク (中国) 有限公司

リサーチ&アドバイザリー部

中国調査室 石洪

E-Mail : shi_bjn_hong@cn.mufg.jp

TEL : +86-(10)-6590-8888 (内線 214)



建国 70 周年: 中国のリスクと可能性 ~ 長期楽観も短期は課題が山積

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

調査部

主任研究員 細尾忠生

1. 建国 70 周年の成果

中国は 10 月 1 日の国慶節で建国 70 周年を迎えた。

この間、文化大革命の混乱もあったが、改革開放政策により世界第 2 位の経済大国に躍進した。北京・天安門広場で開催された盛大な祝賀行事や軍事パレードは、中国の豊かさを象徴するものであったといえる。

中国の豊かさは一人当たり GDP で 10,000 ドル程度と世界 69 位にとどまり、中所得の罫を脱却することが課題と指摘される。もっとも、振り返れば 10 年前の建国 60 周年当時の一人当たり GDP はわずか 3,800 ドルにすぎなかった。むしろ、本質的な論点は、リーマンショックを境に欧米主要国が低成長に移行した中、中国の高成長が持続したことである（これが米中摩擦の一因になった）。

何より、人口 14 億人近い大国が、均斉のとれた経済発展を遂げたことは、脅威的な業績といって良いであろう。世界の人口上位 10 か国をみるとアメリカを例外とすれば、中国の一人当たり所得は 10,000 ドルを超え、インドの 2,000 ドル、インドネシアの 4,000 ドルと比べてもかなりの水準に到達している。14 億人近い人々が平均的に一人当たり所得 10,000 ドルを超えていることが、対立する米国も含め、世界の企業にとり中国を魅力ある市場にしている。

15 年ほど前までの中国で繁華街といえば、北京の王府井、上海の人民広場などに限定されたが、今や洗練された場所がそこかしこに存在する。11 年前の北京五輪開催の際には市民のマナー向上運動が推進されたが、その効果というわけでもないだろうが、行列に割り込まない等多くの市民の行動、振る舞いもずいぶん洗練された。富裕層も一般市民も、それぞれに本当の豊かさを手に入れつつあるといえるのではないか。これが建国 70 周年の最大の成果であろう。

図表 1. 人口上位 10 か国の所得水準

		人口 (億人)	1人当たりGDP (ドル)
1	中国	13.9	10,153
2	インド	13.4	2,199
3	米国	3.3	64,767
4	インドネシア	2.6	4,123
5	ブラジル	2.1	9,344
6	パキスタン	2.0	1,358
7	ナイジェリア	1.9	2,233
8	バングラデシュ	1.6	1,889
9	ロシア	1.4	11,191
10	メキシコ	1.3	9,858

(注) IMFによる2019年の予測値

(出所) IMF、世銀

2. 長期的には米中の経済規模の逆転が視野に

建国 70 周年を通過点として、中国経済は今後どのような軌跡をたどるのであるだろうか。図表 2 は、IMF による 2024 年までの米中の経済予測を 2030 年まで外挿したものである。

ここでは簡略化のため、2024 年の米中それぞれの成長率で延伸している。2024 年、つまり 2019 年から 5 年後の予想成長率は、短期的な景気循環の影響を除いた、IMF 分析による米中の潜在成長率とみなすことができる。

また、2024 年から 2030 年までの間に、米中いずれの国でも潜在成長率が大幅に変動する可能性は小さい。このため、2024 年の成長率での外挿は、手法として素朴だが、米中の経済規模の目安を知るための簡便法として活用できる。

前提となる名目成長率について、米国は、2018 年は減税効果で押し上げられ 5.2% と例外的に高い伸びだったが、前後の 2017 年 (実績)、2019 年 (見込み) はいずれも 4.2% であった。そこから 2024 年は 3.7% に成長率の緩やかな低下が見込まれている。

一方、中国は、2018 年の 8.8% から 2024 年には 7.9% へ緩やかに低下すると予想されている。

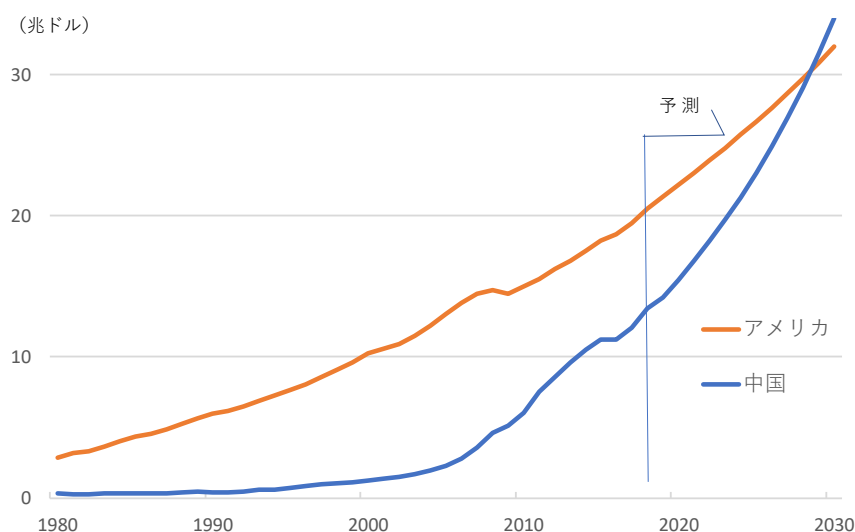
為替相場については、2018 年平均の 1 ドル = 6.6 元に対して 2024 年は 6.7 元とみており、元高・元安いずれの方向にも大きく動かない。米中の成長率がオーソドックスな見方であるうえ、為替相場の影響がほとんどなく、米中の将来の経済規模をみる上で参考にしやすい予測である。

以上の前提を踏まえた図表 2 によると、米中の経済規模の急接近が鮮明であり、2029 年に米中逆転が生じる。

仮に、中国に大きな経済ショックが生じれば、経済の逆転は 2030 年代に先送りされる。一方、米国に大きな経済ショックが生じるケース、中国の成長率が緩やかに低下せず加速するケースでは、2029 年よりも早いタイミングで経済規模の逆転が生じることになる。

そのような楽観的前提を置かずとも、2029 年には米中逆転が見込まれる。いわば、可もなく不可もなく、ほどほどの推移を中国経済が続けていけば、特に楽観論に与せずとも、米中逆転が自然と生じるということである。中国が様々な問題を抱えているのは確かであるが、それでも中国の長期的な経済推移について楽観することができる。

図表 2. 米中の経済規模



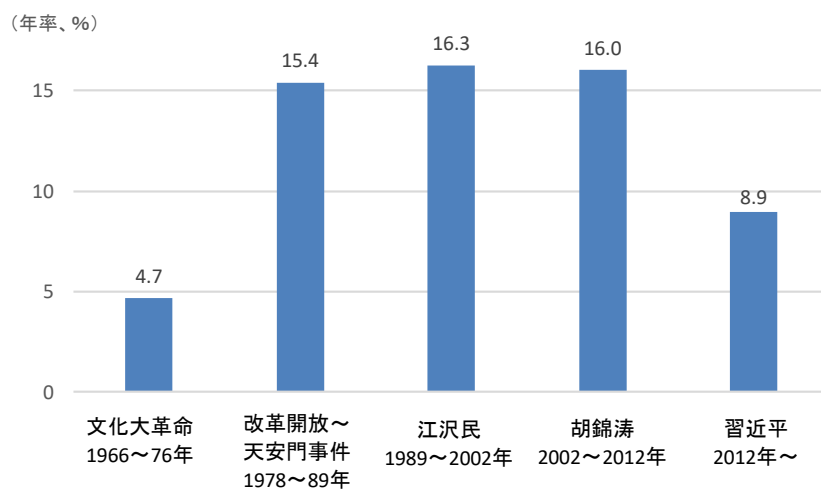
(注) 2024年まではIMFの予測、2025年以降の値は2024年の成長率で外挿
(出所) IMF

3. 短期的には課題が山積

中国経済は、長期的に楽観できても、短期的には課題が山積する。特に、足元の中国経済の低迷は様々な要因が積み重なり生じており、いわば複合不況の様相を呈している。

第 1 に、中国経済が直面する最大の課題は、経済の成熟化にともない成長率が低下トレンドに入ったことである。図表 3 では、建国 70 周年を迎えた中国の時代区分ごとの平均成長率をみている。1978 年の改革開放以降、年率 15% 超の成長を達成し 4、5 年ごとに経済規模が倍増する時期が続いたが、習近平政権になって成長率が半減した。習近平氏の経済政策運営に失政があったわけではなく、いわゆるルイスの転換点を過ぎたこと、生産年齢人口が減少に転じたことなど、人口動態からみて成熟期を迎えていることによるものである。

図表 3. 時代区分ごとの平均成長率



(出所) 中国国家统计局

第 2 に、経済の成熟化にともない成長率が低下した中、中国政府がデレバレッジ政策を推進したことが、2018 年に入り中国経済が減速した最大の要因であった。民営企業や地方政府の資金繰りがひっ迫したほか、ベンチャー投資も急減し新興企業ブームも一服した。

第 3 に、デレバレッジ政策で景気が減速した中で、2018 年年央から、米国の対中追加関税により、輸出向け製造業の業績が悪化し、沿岸部を中心に景況の停滞感が強まった。

第 4 に、対中追加関税により景気の停滞感が強まった時期に、米アップル社が発売した新型 아이폰 販売が低迷し大量の発注キャンセルを行ったため、同社の携帯電話の大半を製造する中国メーカーの業績が悪化した。中国の 2018 年携帯電話輸出額は 1,763 億ドル (およそ 19 兆円) と、GDP の 1.3% に相当する一大産業である。日本にたとえると経済規模 550 兆円の 1.3% は約 7 兆円であり、それだけの規模の輸出品目が年率 30% 以上も減少すれば、経済に相当のインパクトを与えたことは容易に想像できる。

第 5 に、これら複合要因で景気の停滞色が強まったにもかかわらず、累次の景気対策で社会インフラ整備が進んだうえ、財政面の制約が強まったことにより、大型の景気対策を通じて景気浮揚を図ることが困難になった。中国は、国と地方を合わせた財政収支対 GDP 比でみて、人民元ショックに見舞われ大規模な景気対策を実施した 2016 年以降、3 年連続で欧米主要国はもちろん、日本をも上回る財政赤字を記録しており、財政面の余裕を失いつつある。

以上、中国は成長率が低下トレンドに入ったタイミングでデレバレッジ政策を進めたが、米中貿易摩擦に直面、同時に 아이폰・ショックにも見舞われ、財政面の制約により景気対策で浮揚させる力も弱まるという、文字通り複合不況と呼びうる状況に直面している。

4. 持続的成長に向けた課題とは

最後に、建国 80 周年に向けた持続的な成長のための課題を整理する。

まず、中国の経済成長の内訳をみる。2 節では米中の経済規模を比較するために、3 節では時代区分ごとの平均成長率をみるために、いずれも名目成長率に着目したが、本節では実質成長率をみていく。次頁図表 4 によると、2000 年代と 2010 年代を比較して、平均成長率が約 2% 近く低下した。労働投入の寄与、資本投入の寄与（設備投資の増加、設備稼働率の上昇等）が、各々 0.1% ポイントしか低下しておらず、対照的に、生産性の寄与が大幅に低下したことが平均成長率を下押ししている。このように、生産性の低下に歯止めをかけることが持続的成長のための第一の課題である。

生産性（全要素生産性）は、もともと計測により事後的に把握できるものであったため、統計的な残差と呼ばれていたが、近年の経済学の発展により、生産性の変化をもたらす要因が解明されるようになった。すなわち、生産性の低い農村部から生産性の高い都市部への労働力の移動や、低生産企業から高生産企業への労働移動など、柔軟な労働市場を通じた資源配分効果は生産性を向上させる。また、ブランディングなどの企業の無形資産投資の増減や IT 投資の多寡（特にソフトウェア投資）も生産性を増減させることが知られている。さらに、対内直接投資の受け入れを通じたビジネスモデルや経営ノウハウの導入も生産性を決定する重要な要因である。

これらの要因について中国の状況を整理する。

まず、労働移動については、生産性を押し上げる効果が低下する。社員の転職が盛んであり柔軟性の高い労働市場が形成されているが、国全体でみると中国の高成長をもたらした農村部から都市部への人口移動がほぼピークに達した（いわゆるルイスの転換点を過ぎた）ためである。

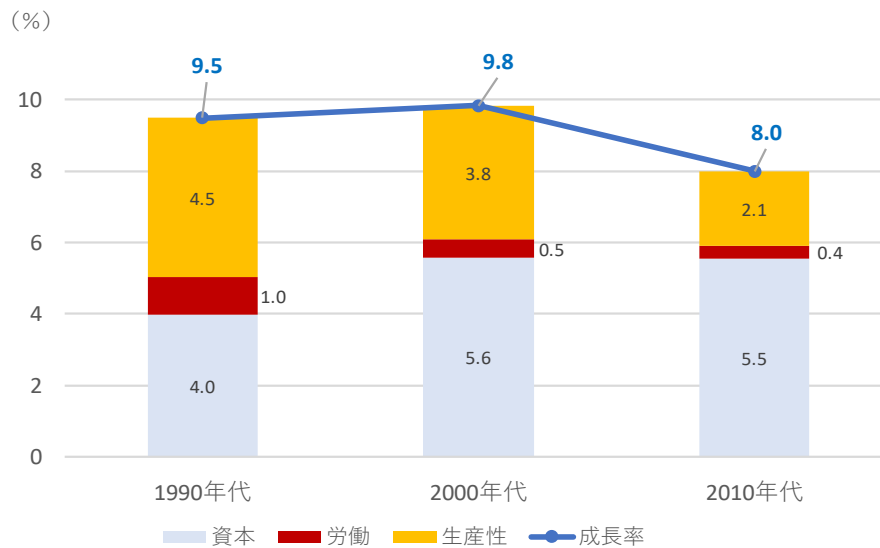
次に、ブランディングなどの無形資産等や IT 投資は生産性向上の柱となる。中国企業は IT 投資に積極的であるばかりでなく、IT 分野での企業のブランド価値も増大していることは衆目の一致するところであり、旺盛な起業を背景に、企業のすそ野も広がっている。デジタル分野を中心とする民間企業の成長に、中国経済がますます依存度を高めていくことになる。

一方、対内直接投資には暗雲が漂っており生産性を押し下げることが懸念される。IMF によれば、中国がこれまで受け入れてきた対内直接投資の総額は、現在価値で 3 兆ドルにのぼり（香港経由を含む）、対内直接投資残高は米国に次ぐ世界第 2 位である。改革開放を契機とした直接投資の流入も、中国の高成長をもたらした大きな要因であった。しかし、今後は米中摩擦による直接投資の減少が予想される。これにより、投資減少の直接効果だけでなく、様々なビジネスモデルやノウハウ、技術等の導入による間接効果も失うことになる。

もちろん「中国製造 2025」に基づき、重点企業への潤沢な補助金支給により成長を支援していくことは重要だが、そうした産業政策が、中国経済の開放性をかえって低下させることになれば、失うものも大きい。

以上、労働移動や対内直接投資による生産性の改善効果が今後は低下する公算が大きい。そうした中、企業のブランディングなどの無形資産投資や IT 投資の拡大が生産性向上の柱となる。上海証券取引所に「科创板」（新興ハイテク企業向け株式市場）を開設するなど、政府も支援策を拡充しており、新興ハイテク企業の成長が中国経済の生産性向上のかぎを握るといえる。これが持続的成長に向けた第一の課題である。

図表 4. 中国の経済成長 ~ 労働・資本・生産性の要因分解



(出所) Asian Productivity Organization

持続的成長のための第二の課題は短期的な課題への対処である。デレバレッジや米中摩擦、財政制約など、いずれも困難な課題であることは確かであり難しいかじ取りを迫られている。これらの課題への対処により、短期的な経済運営に道筋をつけていくことこそが、成長の持続力を高めることにつながる。

中国の成長率の低下は経済の成熟化にともなう自然な減少である。むしろ、一段下がったところで、あらためて成長を持続させることができるかが問われている。今後も成長を持続させて負のショックを回避できれば、2020年代には米中の経済規模が逆転する。長期楽観とはいえ、目先は課題が山積する中で迎えた建国 70 周年と言えよう。

以上

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : hosoo@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>



税務会計: 中国・粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策について

KPMG 中国
税務パートナー 陳蔚

2019 年 2 月に、中国中央政府は「粵港澳大湾区発展計画綱要」を公布し、香港、マカオ、広東省、3 地域間の繋がりを更に深め、各都市の特徴と強さを最大限に発揮し、より開放的、且つ世界的な都市群、いわゆる粵港澳大湾区（以下「大湾区」）を構築する計画を明らかにした。

大湾区は、国際金融、現代サービス、現代物流、イノベーションとテクノロジーなどに焦点をあて、人・モノ・金の流動性を確保し、国際競争力を向上させることを目標にする。それによって、香港、マカオ、台湾及び外国籍のハイエンド人材や不足人材を誘致するために、2019 年 3 月 14 日に、財政部、国家税務総局は「粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策に関する通知」（以下「31 号文」）を公布し、珠江デルタ 9 都市で納付した個人所得税額は香港で納付する場合の所得税額との差額を補助金の形で個人所得税納税者に還付する優遇政策を正式に発表した。その後、優遇政策の実施案として、2019 年 6 月 22 日に、広東省財政庁、国家税務総局広東省税務局は 31 号文の趣旨を踏まえ、「粵港澳大湾区の個人所得税優遇政策の実施徹底に関する通知」（以下「2 号文」）を公布し、個人所得税負担額の差額に基づく補助金の支給基準、個人所得の対象範囲及び人材認定枠組みの対象範囲、原則などを更に明確にした。

大湾区における個人所得税優遇政策の要点

1. 補助金の対象都市及び算定方法

31 号文に基づき、珠江デルタ 9 都市（即ち、広州市、深圳市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市）の人民政府は、大湾区に勤務する香港、マカオ、台湾及び外国籍のハイエンド人材及び不足人材に、珠江デルタ 9 都市で納付した個人所得税額が課税所得額の 15% を超過した部分に対して、財政補助金を支給する。即ち、

$$\text{補助金額} = \text{珠江デルタ 9 都市で納付した個人所得税額} - \text{課税所得額} \times 15\%$$

当該補助金は、個人所得税の免税対象になる。補助金額は、個人所得の項目ごとに算定され（総合所得の場合は総合計算する）、年 1 回一括して支給される。

2. 試行期間

優遇政策の有効期間は 2019 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日であるが、2 号文においては、まず 2019 年 1 月 1 日～2019 年 12 月 31 日の一年で試行されている。試行期間終了後は適用状況の評価結果に応じて改定される。

3. 補助金の支給適用対象となる所得の範囲

補助金の支給適用対象となる所得は、賃金、給与所得、役務報酬、原稿報酬、ロイヤリティ所得、経営所得、人材プロジェクトの入選による助成金所得である。

4. 粵港澳大湾区各都市の人材認定条件

人材認定条件について、2 号文によれば、下記の基本条件をすべて満たし、且つその他条件のいずれかに該当する外国ハイエンド人材及び不足人材は、大湾区の個人所得税補助金を申請できる。

基本条件 (すべてに該当する必要がある)	
●	香港・マカオの永住者、香港の入境計画 (優秀人材、専門家、企業家) の認定を取得した香港居住者、台湾地域の居住者、外国籍個人、或いは海外での長期在留資格を有する中国人留学生及び華僑
●	珠江デルタ 9 都市で就労し、且つ法規定に従い納税する人材
●	法規定、研究倫理、科学研究の信義誠実の原則を遵守する人材
その他条件 (いずれかに該当)	
●	国、省、都市レベルの重要人材プロジェクトの入選者、広東省「人材優粵カード」を取得した人材、外国人就労許可証 (A 類) 或いは外国ハイエンド人材の招聘確認状を有する人材、並びに国、省、都市認定のその他外国高級人材
●	国、省、都市レベルの重要革新プラットフォームの科学研究チームメンバー、高等教育機関、科学研究機関、病院などの関連機関の科学研究チームメンバー
●	広東省の重要発展産業、重要分野で就労・起業する技術・技能基幹人材及び優秀な管理人材
●	珠江デルタ 9 都市が認定するその他特別な技能を有する不足人材

上記の基本条件、その他条件を踏まえ、各都市の政府は現地の状況を評価した上で、具体的な人材認定と申請の手続きに関する実施管理規定を各自で公布する。そのため、都市間で手続きが少し異なる。例えば、広州市の管理規定によれば、広州市の補助金申請者は広州での累計勤務日数が 90 日以上にならなければいけないという基本条件が追加された。また、大部分の都市では、A 類の外国人就労許可証を有する外国籍個人のみ補助金の申請対象になるが、中山と珠海においては、外国籍個人は B 類の外国人就労許可証を持っていれば、不足人材として補助金を申請することが可能である。申請者の状況を評価する前に、所在地の人材認定条件をしっかりと確認する必要がある。

5. 人材認定、補助金申請受付機関及び申請方法など

ハイエンド人材認定機関	各都市の科学技術 (外国専門家) 部
不足人材認定機関	人的資源社会保障部
補助金申請受付、審査、支給機関	<input type="checkbox"/> 補助金申請受付、審査、支給機関は財政部門である <input type="checkbox"/> 審査作業は財政部門をはじめ、科学技術 (外国専門家) 部、人的資源社会保障部門及び税務局が共同で実施する
申請方法	<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者が個人所得税を源泉徴収する場合、通常、源泉徴収義務者が補助金申請を代行する <input type="checkbox"/> 申請者が自ら個人所得税を申告する場合、申請者本人が補助金申請を行う
申請の受理時間	各都市の受理時間は異なるが、基本的に 2020 年 7 月 1 日以降、即ち確定申告が完了してから申請可能
補助金の支給	申請者本人が指定する個人口座に直接振り込み

筆者の所見

大湾区の個人所得税優遇政策は、外国人材と企業にも大きなベネフィットを与える。当該優遇政策を適用した後、珠江デルタ 9 都市で就労する場合の個人所得税負担は明らかに軽減され、個人所得税の税率が最高の 45% から 15% までに引き下げられ、香港地域で就労する場合の個人所得税負担とほぼ同水準に達する。また、企業が被雇用者の個人所得税を負担する場合、補助金優遇政策の適用は企業の実際の人件費削減にも効果的である。

よって、企業及び外国籍個人は、大湾区の個人所得税優遇政策を適用できるか否かにつき、現状を確認し、会社と個人の状況を評価した上で、人材認定条件を満たすための可能性を探ることをお勧めする。仮にハイエンド人材や不足人材の条件に該当する場合、2019 年内に関連資質を取得し、補助金の申請に必要とされる資料を事前に揃え、2020 年の確定申告が完了してから提出するというスケジュールを提案する。同時に、個人所得税を会社負担にする企業は、補助金の影響を踏まえ、外国籍従業員の全体的な報酬体系の見直しをすることも有用である。

現段階において、外国人材向け補助金支給の個人所得税優遇政策は大湾区でしか実施されていない。グループ企業に対し、グループ全体のコストダウンを実現するために、人員配置の整理、グループ内の業務構成とビジネスモデルの再構築、サプライチェーンの最適化などのプランニングも考えられる。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198 E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津國際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2019 年 10 月 25 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。